

第29号議案

品川区道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例
品川区道路の構造の技術的基準に関する条例（平成25年品川区条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項本文中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第5条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第7条の2 自動車および自転車の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い道路または自動車および歩行者の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路および前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合は、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、0.75メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第8条第1項中「道路には」を「第1級および第2級の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには」に改め、同条第2項中「道路または」を「第1級および第2級の道路または」に、「道路（」を「第1級および第2級の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（」に改める。

第9条第1項中「自転車道」の次に「または自転車通行帯」を加える。

第10条第1項中「自転車道」の次に「もしくは自転車通行帯」を加える。

第29条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第37条第1項および第2項中「第7条」の次に「、第7条の2第3項」を加える。

第40条を第41条とし、第39条の次に次の1条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第40条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道もしくは自転車歩行者道または歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路もしくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保

するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件または施設を設けるものとする。

- 3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、品川区道路の移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例（平成25年品川区条例第27号）の基準に適合する構造とするものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）自転車通行帯等の構造の一般的技術的基準を定めるほか、規定を整備する必要がある。